

第44回定期総会

2013年4月29日（祝・月）
大阪社会福祉会館

はじめに

学童保育とは？・・・学童保育関係者なら当然のように、保護者が働いている小学生が放課後や休日、保護者が帰宅するまでの間、安心して過ごせる生活の場（「居場所」）が、学童保育と答えることができるでしょう。しかし、現実はまだまだ認知度も低く、昨今、働く女性や共働き、一人親の家庭がふえ、2012年には学童保育を利用する小学生は約84万人、この10年間で利用者は1.6倍に増加しているにも関わらず、学童保育の設置状況にも大きな地域差があります。小学校区単位で設けられていることの多い学童保育ですが、学童保育のない小学校区が3割、自治体単位でも1割には学童保育がない状況です。このため親が働いている小学校低学年児童のうち学童保育利用者は3割にとどまり、待機児童も1万人をこえています。また施設についても適正とされている40人規模を大きく上回る児童数70人超の施設が1割余りを占めるなど、質・量の両面で課題を抱えています。

それら課題も踏まえ、子どもたちの居場所が質的にも量的にも拡充された居心地の良い学童保育をめざしていきましょう。そのためにも「子ども・子育て関連法」による自治体の条例策定において、公的責任が明確となるよう、私たちの願いを束ね条例作成に積極的に参画し、拡充を求めて行きたいものです。

また保護者同士や学校の先生とのつながりも希薄になりがちな昨今、学童保育は保護者会を通して親同士、親と指導員との密な関係も築ける場でもあります。

忙しい中、貴重な時間を割いて参加する保護者会活動や行事などは普段子どもたちと一緒に過ごせない働く親にとってはとても貴重な時間です。忙しいからこそ、子ども達と関わって、指導員と一緒に未来を担う子ども達を育てていきましょう。

第1章 子ども・子育てと学童保育をめぐる情勢の特徴

1 子ども・子育てをとりまく情勢

① 少子化、人口減少社会

近年、日本では少子化、人口減少が続いており、豊かな社会の持続に市民の不安が広がっております。

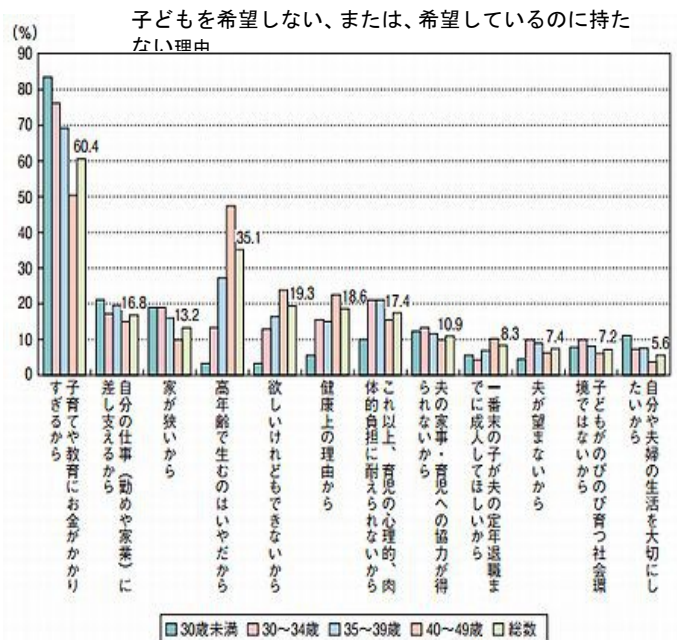
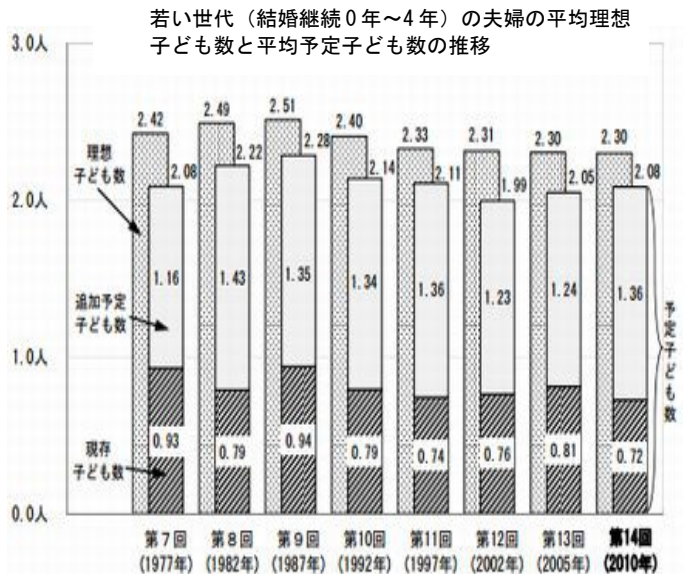
IMF（国際通貨基金）は、超高齢化・少子化社会のもとで、日本の成長は女性の社会進出を増やすことがカギだと報告しています。

女性の社会進出を実現するハードルとして、1つは、国際的にも極端に少ない女性の管理職や役員を増やすこと、2つ目に家庭と仕事の両立支援の充実で、より柔軟な働き方や保育サービスが整えば、出産後に仕事を辞める女性を減らすことができると分析しています。

② 少子化をまねいている原因

なぜ日本は少子化なのでしょう。若い夫婦の「何人産むつもりか」（予定子ども数）は、一時期2人を下回っていたものの、現在は1970年代当時と同じ、2人を超えるレベルへ回復しています。「理想子ども数」は2.3人です。一方で、生みたいのに産めない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由が圧倒的に多いのです。経済的な余裕、仕事に差し支えない育児の環境が整備されれば少子化を克服できる可能性があります。子育て世帯への持続的、継続的な生活支援をもっと強化することが求められています。

米英仏、スウェーデンはいったん出生率が下がった後、1.9以上に回復させました。出生率を回復させたフランスでは、子ども2人になると家庭に対して毎月約117ユーロ（約1万5千円）の手当が支給されます。11歳以上になると額は加算され20歳まで支給されます。3人目からは1人に付き約150ユーロ（約2万円）と給付額を倍以上に増やす措置があり、他に出産手



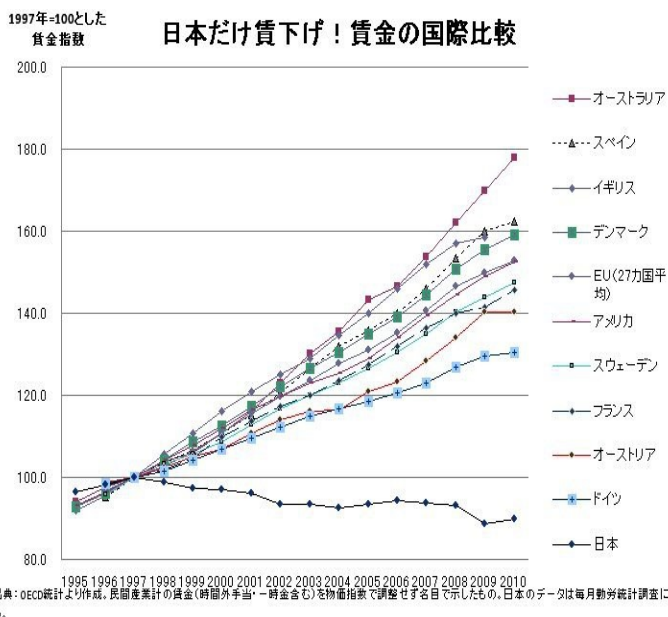
当や3歳までの児童手当もあります。教育費についても公立学校なら高校までの授業料は無料です。また、育児休業制度も充実しており、子どもが3歳になるまでの休業が可能で、企業にも退職前の地位を保証することを義務付けています。また、託児施設も充実しており、日本のように待機児童があふれかえるようなことはありません。また、母子家庭に対する給付も充実しているため、子どもの半数近くは婚外子で、結婚にとらわれないで出産できる社会環境が作られています。

③ 保護者世代の経済的困窮と子どもの貧困の広がり

日本の労働者の賃金は1997年以降ほぼ一貫して下がり続けてきました。正規雇用者数は1997年をピークに減ってきており、1990年に20%だった非正規比率は今や35%を超え、年収200万円以下の労働者が1000万人を超えています。このような状況で少子化と子どもの貧困が進行しています。

国連児童基金（ユニセフ）が発表した報告書によると、日本の子ども（18歳未満）の貧困率（その国の国民一人ひとりの可処分所得を計算し、その真ん中の所得の半分には届かない人の割合）は14.9%（2009年の所得のデータ）で、先進35カ国のうち悪い方から9番目の27位と深刻な状況です。日本の子どもの貧困率は2000年12.2%、05年と07年はいずれも14.3%で年を追うごとに上昇しています。順位も23カ国中12位（00年）、26カ国中17位（05年）、24カ国中16位（07年）と低迷が続いています。各国の子育て政策や福祉の比較では、日本は子どものための施策に対する公的支出が対国内総生産（GDP）比1.3%で、35カ国中で下から7番目に低いのです。

労働者の3人に1人、若年層では2人に1人が非正規社員として不安定な雇用を余儀なくされ、子どもの育ちは深刻な危機にさらされています。非正規社員の家庭では、企業によるセーフティネットがなく、安定した賃金も得られないため、教育費や生活費をまかなうことができません。医療保険や住まいもほとんどの場合、「自己責任」です。「骨折しても医療費を払えないため病院に行けない子ども」、「高1ですでに自分の歯がない」、「1日の栄養量のほとんどを給食でまかなっている子ども」などの状況が広がり、子どもたちへの将来に強い不安があります。苦しい家計の中で、親の余裕は失われ、子どものしつけや心のケアまでもが脅かされ、子どもたちの育ちは、これまでにない危機にさらされています。

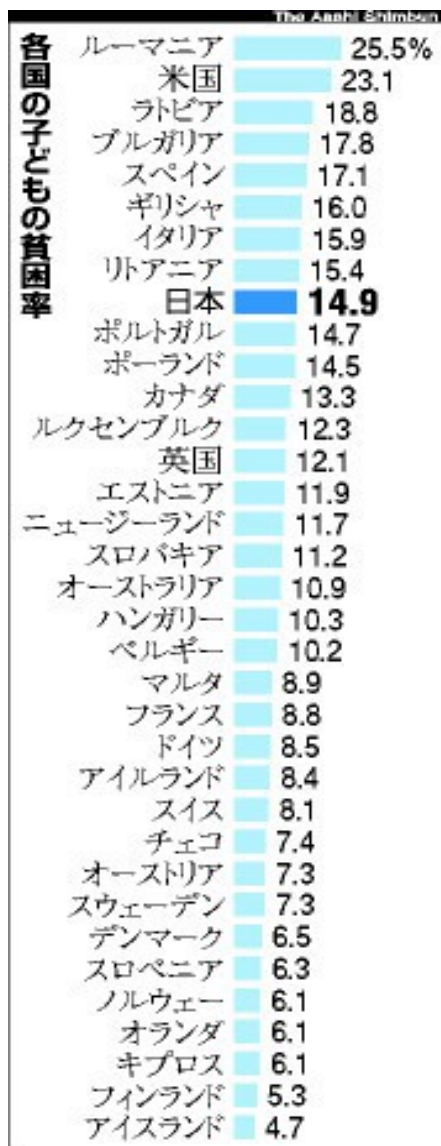


④ 子どもたちの豊かな成長を保障する社会制度

経済「再生」最優先社会の広がりの中で、生活保護基準の引き下げ、年金額の削減だけでなく、社会保障制度の国の公的責任と財政負担を大きく後退させる方向が示されています。社会保障制度改革推進法では、「自助・自立」「自己責任」の原則で年金、医療、介護、子育て、生活保護などあらゆる制度改悪が狙われています。政府の子育て支援策の基本的考え方は、「親が自分の力でできるところまでやるのが大事」というものです。例えば年間一人当たりおおよそ12万円の授業料を国が負担している「高校の授業料の実質無償化」の見直しです。所得制限を設けて、所得の高い人は自力でやってもらおうという案が検討されています。

いま、改憲要件を緩和する憲法96条を「改正」する動きが強まっています。改憲のハードルが下がれば、憲法第25条「生存権保障」のもと守られている国民の権利としての社会保障、国の社会福祉・社会保障増進義務が次のターゲットにされ、学童保育の施策をはじめ、子どもたちの生存権や子育てにさらなる格差・貧困が広がる危険性があります。

社会の平和・安全・安心が危機にさらされ始めている、という情勢となっています。



⑤ 大阪の子どもたちの極めて深刻な状況

大阪の生活保護率は3.34%で全国1.61%の2倍を超え、就学援助受給率も28.06%と全国15.29%の2倍近くで「貧困」はきわめて深刻です。全国学力学習状況調査では、世帯年収が高いほど正答率が高く（正答率で10%以上相違）貧困と格差が「学力格差」につながっています。

大阪では小中学校で授業をする教員を配置できない「教育に穴があく」異常な事態が生じています。必要な正規教員を増やしてこなかったからです。教員定数46,081人に対し教諭40,750人、再任用1,912人、期限付講師6,041人、非常勤講師3,534人（2011年度）で非正規が急増しています。大阪府教育委員会も小学校1・2年生で実施している35人学級は「学習到達率が上昇」と効果を認めています。少人数学級をさらにさらに広げること、充実することが必要です。

また、学習指導要領の変更により1年生から5時間授業が続出、地域によっては6時間授業も導入されるなど、幼い子どもたちが疲れている姿が目立つという学校教育の問題も出てきてい

ます。

2013年2月14日、大東市のJR野崎駅で5年生の男児が「ちいさな命とひきかえに、とうはいごうを中止してください」と書き残して飛び込み自殺しました。学力テスト結果公表や学校選択制など競争と選別、統廃合ではなく、すべての子どもが安心して学ぶ喜びや、将来への希望がもてる教育行政が求められます。

2 保育・学童保育をめぐる情勢

1 まだまだ足りない学童保育—不十分な国の学童保育制度

2012年5月1日現在、全国にある学童保育は2万843ヶ所、利用児童数は84万6919人となりました（全国連協調査）。児童福祉法に学童保育が位置づけられて以降、急速に学童保育数は増加をしています。しかし、入所児童数が毎年、増えているとはいえ、必要なのに学童保育を利用できない「潜在的な待機児童」が全国で50万人に上ると推測されています。

そもそも国の市区町村に対する補助単価が少なく、市区町村が学童保育の整備に消極的なことなど、国の制度が不十分なことが、学童保育の施設や運営の整備の大きな立ち後れの原因となっています。国や自治体の公的責任を明確にし、最低基準の策定など学童保育制度の拡充と保障する財政的な予算処置が求められています。

そのような中で、2013年度の国の補助単価がわずかながら増額されました。対象ヶ所数も前年の26,310ヶ所から27,029ヶ所となり1ヶ所あたりの補助単価も年間16.9万円の増となっています（児童数40人の場合/全国連協の計算推定額）。

しかし、実際の運営実態からはかけ離れた補助単価であり、国や自治体への学童保育施策の拡充を引き続き求めていかなければなりません。

2 「子ども・子育て関連法」と保育・学童保育

私たちは「国や自治体の公的な保育・学童保育の責任を大きく後退させる『子ども・子育て新システム』は許さない」と保育関係団体とともに運動を続けてきました。保護者はじめ施設経営者、弁護士会など多くの個人、団体が「子ども・子育て新システム」は子どもの発達保障に多大な影響を与えるものとして警鐘をならしています。しかし、政府は2012年3月に「子ども・子育て新システム関連法」を国会へ提出しました。そして、国民への周知や国会での十分な審議もなく、民主党・自民党・公明党3党の密室での協議によって衆議院本会議（2012年6月26日）で採択され、参議院本会議（2012年8月10日）で成立しました。

「子ども・子育て関連法」は①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法を含む関係法律の整備法の3つからなる法律です。

子ども・子育て支援法の基本理念には「保護者が子育てについて第一義的責任を有し、家庭・地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力する」と「自助」「共助」が強調され、児童福祉法の第2条に明記されている「国・地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の心身ともに健やかな育成に責任を負う」という公的責任の精神とは対象的です。

学童保育は「子ども・子育て支援法」第4章 地域子ども・子育て支援事業の第59条5に「児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業」と明記されています。さらに児童福祉法の改定では対象児童が「概ね10歳未満」から小学6年生までに拡大されました。また、国は「従うべき基準」に「指導員の資格と配置基準」を省令で定め、市町村学童保育の基準を条例で定めることを決めました。一方、これまで、社会福祉法の定めるところによって放課後児童健全育成事業を行うことができるとしていましたが、基準さえ満たし、市町村に「届け出」すれば学習塾やスイミングスクールなど多様な事業者が参入できるようになります。働く親と子どもの発達を保障する学童保育の内容づくりがますます重要な課題になっています。

「子ども・子育て支援法」には都道府県・市町村に「地域子ども・子育て支援事業計画」（事業計画）の策定を義務付けています。この「事業計画」は予算配分と連動していることから必ず学童保育についてどういう内容で「事業計画」に組み込ませるのか各地域での学童保育に関する要求・願いを政策化する取り組みが求められます。また、保護者や指導員の願いを反映させて「事業計画」を策定させていくためにも、義務付けではないものの「地方版子ども・子育て会議」の設置も必要になっています。

一方、保育制度については焦点となった児童福祉法第24条については、私たちの粘り強い運動で「市町村の保育の実施義務」は残すことが出来ました。しかし、「子ども・子育て支援法」で保育の必要量を認定し、保育の必要量で給付することになります。また、認定こども園は大きく2本の柱に区分けされ、一つは、「施設型給付」で、都道府県条例で実施し、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）になり、企業参入は出来なくなりました。もうひとつは「地域型保育給付」として、市町村条例で実施します。これも4類型（①小規模保育②家庭的保育③居宅訪問型保育④事業所内保育）と子どもの保育が多様になり、保育の条件や環境の格差がひろがるとともに、待機児童の解消は認可園ではなく、「地域型保育給付」の保育に委ねられていく可能性があります。さらに危惧されるのは、保育の必要量で子どもたちの生活が一日、一年を通じた継続的な保育が困難になることです。

子どもの育ちに格差が生まれます。安倍首相は経済成長戦略で女性を活用し、2015年度までに待機児童ゼロにすると発表しました。この安倍首相の狙いは引き続き女性を安上がりの労働力として活用することであり、待機児童の解消は認可園の増設ではなく、保育を産業化にしていく「子ども・子育て支援法」の導入でと考えています。「子ども・子育て支援法」を具体化していく財源は「社会保障・税と一体改革」つまり消費税増税の導入とセットです。消費税は2014年度5%から8%、2015年度10%への引き上げが計画されています。消費税の引き上げに対して国民の6割が反対をしています。消費税増税とセットにすることは、子育て世代の経済的負担を一層大きくすることになり、少子化問題がさらに深刻になっていくことが予想されます。

3 指導員をめぐる状況

学童保育で働く指導員は不安定な雇用で、働く条件も劣悪です。正規職員は少なく、多くが非正規職員で、全国の半数の指導員が年収150万円未満となっています。安心して働き続けられる

条件が劣悪なことで、公立・民間あわせても勤続1～3年目の指導員が半数を占めています。

大阪でも松原市の指導員の正規職員が廃止され、吹田市では配置基準の引き下げで厳しい保育現場が強いられています。また茨木市では任期付採用の2度目の試験が実施され、経験ある多くの指導員が退職していく事態となっています。

さらに労働条件の劣悪さは大阪の指導員にも直撃、退職を選択する指導員が続出、各地で指導員の欠員問題が深刻化しています。

このような現状ですが、「子ども・子育て関連法」では省令によって学童保育指導員の資格や員数について「従うべき基準」を定めることになりました。省令による基準を受け、市町村は学童保育条例を策定し、指導員について「基準」を明記しなければなりません。

第2章 2012年度 活動と運動のまとめ

1 国・大阪府・市町村に対する政策と要求運動

1 国に向けた運動

1) 新システムを許さない運動

前半は、前年度に引き続き粘り強く、子育てが福祉ではなく市場化される、子ども子育て新システム導入に反対する運動をすすめてきました。新システム法案の学習を継続的におこないながら、5月には集まった署名提出とともに、「新システムを許さない中央行動」に参加しました。

8月には、子ども子育て関連3法（子ども子育て支援法・改定認定子ども園法・子ども子育て支援整備法）が8月の国会で可決成立しました。直後に「学童保育と新システム」の学習会をひらいて、新制度の問題点と学童保育について学び、運動の方向性を深めてきました。後半は「新システムを許さない大阪実行委員会」に加わって運動をひろげ、11月には新システムを実施させない中央要請行動・パレードにも参加しました。続けて、新しい制度にかかわって、学童保育条例はじめ、高学年保育・指導員資格や保育指針など、私たちの願う方向に発展させていく可能性について学習・討論を重ねています。

また、全国の学童保育連絡協議会とともに、政府が子ども子育て関連3法の具体化の検討を始めた、12月・3月に、学童保育についての国の制度の拡充と予算増額を求めて、厚生労働省はじめ関係省庁や政党、国会議員、地方6団体などへの要請行動に参加しました。

2) 全国学童保育連絡協議会とともに

全国学童保育連絡協議会は、各都道府県連協と自治体が協力しながら、全国の学童保育の実態調査をおこなっています。全国の学童保育現場の声を集約する組織として、厚生労働省と懇談をすすめたり、新制度施行に向けた内閣府のヒアリングの場で参考人として各地からの声を届け

る役割を果たしています。大阪学保協からは、年6回の運営委員会に参加し、国の動きや他府県の学童保育施策をめぐる状況・運動をつかみ、大阪で起こっていることを伝えながら討論・交流をおこなっています。

また、政府が子ども子育て関連3法の具体化の検討を始めた、12月・3月に、学童保育についての国の制度の拡充と予算増額を求めて、厚生労働省はじめ関係省庁や政党、国会議員、地方6団体などへの要請行動に参加しました。

2 大阪府への運動

1) 大阪府交渉

7月末に2013年度の予算編成にむけての要望書を提出しました。要望内容は、①施設整備・指導員・障がい児受け入れ・学年延長・施設分割・時間延長にかかわる府の補助制度の創設、研究集会・指導員研修への補助金の復活 ②指導員研修の充実・学保協への委託の検討 ③ガイドラインの周知徹底 ④府の学童保育条例の策定 ⑤補助単価の増額等、国に向けての申し入れ。の柱で作成しました。

要望書をもとに、9月3日に大阪府子育て支援課との交渉の場をもち、老朽化した施設の整備・障がいをもつ子どもの高学年保育の要望、全児童対策事業との一体化のなかで学童保育の生活が保障されない実態・働き甲斐を失くす指導員の労働条件の改善・指導員の専門性を高める研修の要望など、切実な声が寄せられました。大阪府の担当課の方からは、新しい制度の方向の中でますます府の役割が発揮できなくなることへの懸念なども率直に出されました。指導員の研修内容については、その後も事務局懇談を重ねながら、大阪府の2012年度指導員研修に現場からの要望が多い「子どもの発達」「学童保育における家族支援」をテーマとする内容が盛り込まれました。

府交渉が夜間ではなく、働く保護者と指導員が出席することが困難な4時からの時間帯で設けられたこと、課長が欠席であったことは、改善を要望しなければなりません。

2) 事務局懇談

子育て支援課と事務局の懇談をもち、新しい制度にむけての学童保育施策の在り方、要望内容と地域の学童保育の実態、大阪府との交渉(応接)の持ち方(時間設定・課長参加の申し入れ)について話し合いました。

今年度は、話し合いの結果、大阪府主催の指導員研修に、学保協からの要望のテーマ・講師が加えられることになりました。

制度が大きく変わるなかで、引き続き大阪府の担当課との連絡を取り合いながら、私たちが大事にしている学童保育施策拡充のためにも意見交換することが求められています。

3) 署名運動

前年度からひき続き「新システム導入を許さない大阪実行委委員会」の事務局団体として加わり、衆議院・参議院あてに『すべての子どもの権利が保障される 保育・子育て制度の実現を求める請願』署名、大阪府議会議長あてに『誰もが安心して子どもを生み育てられる大阪府へ 保

育所・幼稚園・学童保育・子育て支援の拡充を求める請願書』署名を集めながら運動をひろげました。

府議会への請願項目は、①予算増額、②保育料・子どもの医療費の軽減、③耐震工事のための予算措置、④公立保育所の財政措置、⑤保育所の最低基準条例の毎年の見直し、⑥学童保育の設置運営基準の制定、⑦障がいをもつ子どもの指導員配置の予算化、⑧安心子ども基金の継続と公立保育所での活用を求めること、⑨『子ども・子育て支援関連法』の撤回を国に求めること。学童保育施策、広域行政としての大阪府の役割などの学習をしながら署名を集めることを大事にしました。大阪府の2月議会に481,534筆の署名を提出しました。

4) 自治体キャラバン

署名運動とともに、10月1日の吹田市からはじまり、10月末までの1か月間、学童保育施策の実施主体である大阪府内の市町村の担当課との懇談の場をもちました。懇談項目は署名項目ともかかわって、災害対策、「子ども・子育て支援法」施行に関わっての状況（高学年保育・学童保育条例・指導員資格・多様な事業主の参入）、障がい児の受け入れ、適正規模・施設分割、施設整備、学校施設・公共施設の使用・校外活動について、指導員の仕事内容・研修、保護者・保護者会支援と連携、おやつ・昼食について、警備員の配置。

学童保育の担当課から、新しい制度施行に向けて全児童対策事業と学童保育の一体化・一体的運営や民営化を視野に入れているという意見もきかれました。

3 大阪市をはじめ市町村の運動

1) 大阪市の運動

昨年度の大阪市の学童保育は波乱に満ちた幕開けでした。大阪市の市政改革プランを4月に発表、学童保育の予算廃止を突然打ち出しました。大阪市の学童保育関係者は大阪市学童保育連絡協議会を軸に、廃止撤回署名、区長や議員への懇談と訴え、街頭宣伝など多彩な廃止撤回運動を展開、学童保育への補助継続とさせました。大阪市の学童保育関係者、そして大阪と全国の学童保育関係者の連帯による廃止撤回の取り組みでした。

大阪学保協も昨年の総会で特別決議をあげ、いち早く廃止撤回の運動に立ち上がりました。情勢の読み解きや運動の方針化に大きく貢献しました。また、府下の地域連絡協議会も大阪市の学童保育支援の取り組みを強め、大阪市の補助金廃止撤回の運動の輪を広げていきました。

今回の大阪市での学童保育補助金廃止の撤回は、大阪市連協が運動の軸になりながらも、大阪と全国の学童保育関係者が「大阪市の学童保育をなくすな」の1点でつながり、連帯しながら運動をすすめた大きな成果です。

2) 大阪府内の運動～要求実現運動・学童保育施策・制度の動向

働く親の実情にあわせ保育時間が延長されています。保護者会・連協で要望アンケートに取り組みながら、長期休暇の開設時間の延長が多く出されています。

松原市では、2012年度限りで、指導員の正規職員が廃止され、今後一層、子どもを真ん中にし

て、保護者・指導員が力をあわせての学童保育充実の運動に取り組む局面をむかえています。

富田林市の伏山台学童は市担当課と大阪府との交渉の場で、子ども一人あたりの面積が0.5㎡という狭いスペースしかないうえに、施設の老朽化がすすんでいる状況をうったえ、2013年度の夏休み、施設整備が実施されることになりました。

堺では、2011年度から「堺っ子クラブ」（全児童対策一本化で5時からのみ学童保育）がスタートし、2013年度実施が発表された東三国ヶ丘のびのび放課後ルームでは、導入反対の署名に取り組みました。現在実施の「のびのびルーム」は留守家庭事業であり定員が70名、全児童対策事業の「すくすくコース」は定員に制限がなく、200人をゆうに超える子どもたちが同じ場で生活することになります。導入は止めることは出来ませんでした。新年度から、保護者・指導員が知恵を出し合い、全児童対策事業と学童保育のは別の部屋を確保し、学童保育固有の生活をつくっています。「子どもたちが安心して過ごすことのできる学童保育とは」を考えながらさらに運動を広げなければなりません。

新しい制度にむけて、2012年度から「子ども・子育て会議」の設置が市町村に努力義務として課せられています。それぞれの市町村で、子ども子育て会議の設置を要望し学童保育関係者の声を反映させるよう求めています。

2 新しい制度に向けた運動

① 2015年度にむけて

2015年度施行とされる新しい制度にむけての国のスケジュールでは、2013年度から「子ども・子育て会議」の設置が市町村に努力義務として課せられています。子ども子育て会議の設置と、会議へ学童保育関係者の参加をもとめ、市町村のニーズ調査に反映させ事業計画に盛り込ませ

ていく運動を進めなければなりません。

年度末に役員・事務局を中心に、府内すべての市町村担当課を訪問し新しい制度に向けた市町村の考え方・方向性について懇談しました。

② 私たちの求める条例づくり

新しい制度では、2014年度内に市町村の学童保育条例の作成が定められています。私たちが大事にしてきた学童保育内容を保障するような基準が盛り込まれた条例が作成されるよう、9月から奇数月に条例検討委員会をもち、学習・討論をすすめてきました。偶数月には、条例検討事務局をひらき、法律の分野から木下秀雄氏(大阪市大)、保育制度研究の分野から杉山隆一氏(佛教大)にも参加いただいて検討を進めています。

3 学童保育の質の維持向上と指導員の専門性

1 指導員交流会議

保育環境も労働条件も地域によって様々な中、現場実態の交流を通じて学童保育内容の発展、

向上につなげるために2か月に1回、本交流会を開いています。今年度は、地域での課題を出し合いながら、学校教育や生活環境が変化したり、毎年新しい指導員を迎える中で「学童保育で大切にしたいこと」「現場で実践している指導員だからこそわかる指導員の役割」を言葉で理論的に明らかにすることが共通の課題という認識を共有しました。とりわけ、子ども・保護者の要求に根差して学童保育内容をつくること、保護者（会）との協力、連携を大切にすることについて丁寧な言葉が交わされました。

そして現在指導員が自主努力によって果たしていることも含めた学童保育内容を持続、発展していくために、「大阪の学童保育指導指針（仮）」の作成をすることにし、作業ににとりかかっています。本来果たされるべき学童保育内容が社会的に認められるためにも、そして新しい指導員仲間とも「指導員の仕事・役割」を共有し、魅力的な学童保育をつくり続けていくためにも、言葉を的確に表現したわかりやすい指針づくりが課題です。

また、日々の保育内容の向上につなげるために、指導員講座や指導員学校の内容検討も行いました。

今年度ははじめて大阪府主催の「指導員研修」に私たちが出した要求が反映され、府下多くの地域の指導員が「発達」や「子育て支援」を学童保育の現場に詳しい専門家から学ぶことができ、好評だったと聞かれました。

2 各種指導員講座

学童保育指導員は専門的な仕事であり、学童保育の質的向上には、指導員の体系的・継続的な学習・研修活動が必須です。大阪学保協は指導員の仕事内容を総合的にとらえ、現場のニーズを踏まえながら、2012年度は以下の講座を開きました。

- 1学期の講座 地域別講座：北摂・北河内・中河内・泉州・大阪市：5地域×各4回
- 2学期の講座 ①子どものエエとこ見えますか～実践記録の書き方と実践検討会のすすめ方～ 全4回 ②障害のある子どもの理解と学童保育の生活 全4回
- 3学期の講座 子ども理解を深めるために～ホッとでき・育ちあえる学童保育をめざして 全4回
- 発達講座（通年） 秋葉先生によるエミール輪読。毎月1回、全10回
- 専門性を高める連続講座（通年） 全5回（うち1回は合宿）

年間を通じて359の方が受講されました。参加される方、参加者を送るために体制作りをされる方、双方の尽力があり豊かな自主研修が成立しています。

今年度は2つの新しいテーマを企画しました。一つは、「実践記録の書き方と検討会の進め方」です。専門性（知的熟練）を重ねるにも、子ども理解とかかわりの見通しを適切に持つにも、実践を振り返ることと、検討を重ねて見えなかった事実や課題を見出すことの重要性が一層求められるようになってきたからです。もう一つは、「子ども理解を深めるために」の講座で取り上げた、「いじめの状況から考える子ども理解と関わり」のテーマです。2012年度は子どものいじめが社会においてクローズアップされ、自死を選んだ子どももたくさん出てしまったことから、緊急

課題として取り上げました。70人が受講されました。

3 学童保育指導員専門性研究会（略称「専門研」）

発足して13年、「学童保育指導員」は専門性が求められる職業であることを科学的・理論的に明らかにし、社会的にも「専門職」と位置付けられることをめざして研究活動が続けられてきました。全国的にも10道府県に支部ができ、中でも大阪支部は最も大きな支部として、専門研の中で大きな役割を担いました。

専門研、新制度で指導員の資格化がうたわれたことを契機に、資格発行をしていく方針を決め、1年間の議論を経て、2013年4月から「社団法人日本学童保育士協会」に移行することになりました。今後は、これまでの実践検討を軸とした研究を継続発展させながら、まずは現任指導員を対象とした研修・資格発行が進められます。大阪においても、協会が発行する学童保育の専門性を追求した「学童保育士」資格が43市町村すべてで指導員資格として認められるよう活動を進めていくことが課題です。

4 学習と交流活動

1 第44回大阪学童保育研究集会

第44回大阪学童保育研究集会は雨が降りしきる中、堺市のサンスクエア堺と大阪健康福祉短期大学の2会場で開催され、保護者・指導員をはじめ713人が参加しました。

午前に行われた全体会では堺市の学童っ子と保護者・指導員さんによる「けん玉」の披露と、優しく心打つ「雨ニモマメズ」の合唱は会場を感動で包みました。集会で初めてとなった指導員の方の記念講演は、東京から早乙女勝利さんで、子どもの目線にたった学童保育の取り組みや保護者の方とのつながりのお話しでした。学童での子どもたちの様子や、子どもの気持ちを受けとめて指導員がどんな生活づくりをしているのか、目に浮かぶような話に、学童保育での子育てのイメージを共有することができました。

午後からは、「せっかくの日曜日。親子で楽しみながら参加できる分科会がほしい」「保護者が話し合いに参加しやすい分科会を」との実行委員会での提案を受けて、「ほっこり手づくりクッキング」や「シンポジウム・学童保育って？」など多彩な講座や分科会・交流が持たれました。特に「けん玉・コマ」の実技分科会は親子にたいへん好評で、第45回の研究集会でも予定されています。

2 第47回全国学童保育研究集会（於：埼玉）

18年ぶりの埼玉県での第47回全国学童保育研究集会は10月6日・7日に開催されました。埼玉での集会には過去最高の5802名がつどい、大阪からは106名の保護者や指導員が参加しまし

た。

全体会の記念講演では大阪ではなじみの深い広木克行先生が、子どものシグナルに気づける大人になろうという話を優しく感動的に話されました。

2日目の講座や分科会も参加者それぞれが学童保育のもつ意義を確かめあうものとなりました。

「子どもたちの生活を伝え、保護者とともに伝える」分科会に初めてレポート報告された東大阪市の指導員・田中良さんは初めての報告経験を次のように語っています。

「前もっての打合せから助け励ましてくれた世話人の方との出会いは、一緒につくりあげた分散会との思いも強く、大阪に帰ってからもお会いする機会もあり、今回で4度目の全国研参加は、大切にしたい“出会い”に恵まれた集会となりました」。

5 調査と研究活動

1 資料集『大阪の学童保育第38集』の発行

毎年、大阪府と43市町村の学童保育予算や実施状況、指導員の配置基準や労働条件を府と市町村担当課の協力を得て調査し資料集にまとめています。今年度は豊能町と大東市で19時までの開設が実現しました。待機児は堺市・岸和田市・高槻市をはじめ16市町村で出ており、1年生から待機になっているところもあります。また、障害児の受け入れ体制を詳しく調査する中で、豊中市で看護師を配置し、医療行為が必要な子どもの受け入れをしていることがわかりました。調査結果をもとに担当課と懇談をする中では、高学年の受け入れをしている市でも、子どもの発達・要求に応じるという点で不十分な状況、と課題を認識している市も多くありました。

文章編では、子ども子育て関連法と学童保育、大阪市の補助金廃止試案撤回運動についてまとめ、障害児の受け入れについての課題が整理されました。講座では、指導員のチームワークについて、視点と課題がまとめられました。

全体では約500冊を普及しています。使いやすく、その年の重要な情報を蓄積できる資料集づくりと、学習や運動に活用していくことが引き続きの課題です。

2 学童保育指導員実践研究会（大阪保育研究所共催）

学童保育指導員実践研究会は、大阪保育研究所と大阪学童保育連絡協議会の共同研究として続けてきました。指導員の事例報告をもとに指導員・研究者・事務局が実践を検討しあう研究会です。

2012年度は黒川恵美さん（堺市指導員）と松本直央さん（大阪市指導員）が交互に報告し事例検討し、福田敦志さん（大阪教育大学）と代田盛一郎さん（大阪健康福祉短期大学）が実践の解説と課題整理をされました。二人の指導員からは以下のテーマで報告されました。

黒川恵美さん：“Fくんにとってののびのびルーム”

『高学年のF君のサイン 指導員はどう関わればよいか』（2012年6月21日）／『F君のお母さんの悩み』（2012年11月1日）／『F君にとってのびは居場所になっているか』（2012年12月19日）／『F君、仲間の中でけん玉上達、低学年へのやさしさも』（2013年2月20日）

松本直央さん：“ボスではなくリーダーに”

『ボスとリーダーは紙一重!?!』(2012年5月17日) / 『変化してきたA自身と周りの関係』(2012年9月20日) / 『安定期?心の居場所として』(2012年11月21日) / 『クリスマス会の取り組み』(2013年1月29日) / 『Aのその後とまとめ』(2013年3月14日)

年間通しての検討で報告者は大変ですが、1年間かけての子どもや指導員の変化は大きく、充実度の高い研究会になっています。成果と課題を共有することが課題になっていましたが、前年度の研究会のまとめを資料集に掲載することにしました(研究会が1年継続で、秋の時点では前年度の総括しか出せないため)。いろんな地域から参加者を増やすことが課題です。

3 学童保育における集団づくり研究会(大阪保育研究所共催)

学童保育の生活に根差した集団づくり理論の確立をめざし2011年5月に研究会を立ち上げましたが、今年度は日程調整ができず、開催できませんでした。

4 地域づくりと学童保育空間研究会(略称「空間研」)

学童保育にとってふさわしい施設や環境について調査・研究しています。子どもたちが安心して学童らしい生活と発達が保障されるためには、学童保育が地域に不可欠な専門施設としてどのように存在するのか。子どもが学童保育施設を拠点として生まれ育った地域を舞台に豊かな生活経験を積み重ねるには、学童保育施設が学校内にある場合、放課後の生活にふさわしい空間づくりのために、学校とどのような関係をつくるのが重要か。「学童空間」をキーワードに探求しています。

2012年度は、2011年度に引き続き、鳥取大学の太谷研究室との共同で調査活動をし、施設設計の工夫がされている京都・大阪の学童保育を視察しました。

そして、これまでの調査活動と理論研究を踏まえて、今後の学童保育づくりに生かせるような冊子づくりをするために、作業を進めています。

現場からの問い合わせも増えてきました。「なんとなく居心地が落ち着かないのはどうしたらよいか」「高学年の着替えるスペースを取りたいのだが」「リフォームに際して、どうしたらいいか」といったものです。現場を訪問したり、平面図や写真を使って一緒に考えています。わかりやすい研究成果としては“空間の区切り”の工夫でより居心地良く、機能的な空間づくりができるので、そういったことを発信し、各学童に役立ててもらおうのが今後の課題です。

6 子育てを通して親も育つ保護者会活動

学童保育での子育てと学童保育の施設整備は、子どもを真ん中にすえた、働く保護者のつながりをもとに豊かな内容をつくってきました。

誰もが、子どもが生まれたと同時に優れた親になるわけではありません。学童保育では働く親が時間をやりくりして、わが子以外の子どもの持ち味も伝えあいながら子育てのおもしろさを

共有してきました。大人も頼り頼られながら、子ども観を豊かにし親として育つ場となっています。

吹田市では、30周年を迎える記念事業に取り組む保護者会も生まれ、保護者会の歴史や行事のたしかめ、あらためて学童保育の子育ての楽しさの共有がされています。

また、交野市では季節に合わせた行事に参加するなかで、親も楽しみながら子どもの新しい姿を発見できるといった感想が出されています。

羽曳野市では毎年保護者が実行委員会をもって運動会をひらき、昼休みに要望署名活動がとりくまれました。

保護者会主催のドッチボール大会・こどもまつり・運動会・バーベキュー大会など学童期の子育てを楽しむ行事が企画され、親同志がつながる場となっています。今日、働く条件がきびしくなり保護者会活動への参加が難しいという悩みも多く出されています。

働きながらの子育てが、以前に増して困難な状況であるからこそ、子どもたちの豊かな放課後の生活を守るため保護者のおおらかなつながりや活動が求められているといえます。

7 映画「ランドセルゆれて」(DVD)の普及活動

2002年、学童保育をテーマに私たち大阪の学童保育運動が生み出した映画「ランドセルゆれて」は、学童保育に関する理解と共感を広げ、学童保育のみならず教育・子育て関係者にも大きな感動を呼びました。映画制作は多くの人たちの協力で完成させることが出来ました。しかし、10万人の上映運動が十分成功することが出来ず、制作費の目標にわずかに及びませんでした。

そこで、2007年に映画のDVD化を実行し、借入れ金をDVDの普及で返済しようと取り組みました。DVDの作成は好評でしたが、返済額まで及ばないことから映画「ランドセルゆれて」プロジェクトチームをつくり、返済計画を立てました。DVDの普及とともに事業活動(チューペット)今年度は日常的に水産加工品を取り組み、毎月の運営委員会にも協力をして頂き、借入金の一部を返済できました。

「ランドセルゆれて」は学童保育の内容を映像で理解でき、共有できる貴重な財産になっています。毎年入所してくる新しい保護者・指導員に、DVDの普及とあわせて観賞を広めていきましょう。

8 大阪保育運動センターと「ひるぜん自然の家」

1 大阪保育運動センター

現在、大阪学童保育連絡協議会の事務所がある(財)大阪保育運動センター(以下センター)は36年前の1973年に、保育や学童保育運動を中心にする事務所がほしい、もっと日常的に学習・交流したいとの願いから建設運動が取り組まれ現在の二階の事務所・会議室が建設されました。建設費は3700万円でした。頭金1200万円をみんなのカンパで集め残りは15年かけて支払い

建設された保育運動センターは文字どおり大阪の保育・学童保育運動の財産になっています。

このセンターは当時の革新府政（黒田了一知事）のもとで大阪府知事認可による「児童の保育に関する相談事務」を目的にした民法上の公益法人として出発し、今年度設立40年になります。

センターを砦に子育ての相談活動、研修事業、保育教材や遊具の研究、さらに2008年度から福祉サービス第三者評価事業を立ち上げ、センターの目的・趣旨にそった評価を実施しています。大阪保育運動連絡会、大阪市保育運動連絡会、大阪学童保育連絡協議会、大阪市学童保育連絡協議会、大阪保育問題研究会、大阪保育研究所がそれぞれ事務所を置き、専従者を配置しながら運動、研究をつづけています。

2000年度に実施されたセンター創立25周年を契機に将来の発展計画の策定とともに事務所の拡張のための建設運動にとりくみ、現在の1階の事務所を確保しました。

2 ひるぜん自然の家の利用と発展

大阪の子どもたちに蒜山の自然の中での生活を体験してもらおうと、大阪学保協が発足20周年を記念して建設した蒜山自然の家も23年になります。自然の家は現在、大阪保育運動センターが管理運営しています。

2004年度にはひるぜん自然の家の「ファンクラブ」が発足しました。会員の資格として次の三点があります。無料で会員になれます。

①会員は年に一回以上、家族、友人、グループを誘って自然の家に宿泊して自然の家の発展を応援する。

②会員は自然の家の発展のため、『自然の家』のサービス改善、問題点、将来像など、発展・促進の意見を提起する。

3 会員は自然の家の発展（①②）に応分の援助をすれば、誰でも会員になれる。

「ファンクラブ」は2008年度から春と秋に蒜山の自然を満喫しようと、地元の方々との交流も含めてファンクラブを開催してきましたが、開催できませんでした。今後、ひるぜん自然の家の活用について研修等も含めて検討していくことが課題です。2012年6月に外壁も含めて全面的な修繕工事をしました。木造の光沢が一層出てきており、自然にマッチし、落ち着いた建物になっています。大阪学保協20周年記念で取り組んだ自然の家を、学童保育関係者伝え、利用者を広げる事が求められています。

9 組織強化と財政活動

1 運営委員会の定例開催

毎月、第1木曜日の7時から9時まで、定例運営委員会をひらいています。学童保育をめぐる国や府のうごきを伝え、府内各地の保護者・指導員が介し活動交流を深める貴重な場です。毎月の役員会と事務局が議題を整理しながら、討議するテーマをしばって交流するようつとめました。11月の運営委員会はブロック別で開催し、通常の会議よりもていねいな話し合いができる場となるよう努めました。

運動の方向性・国や大阪府の学童保育をめぐる動きの共有・各地の状況や運動の交流・『日本の学童ほいく』誌の普及活用経験交流・学保協の取り組み（研究集会・講座等）報告・他府県での特徴的な動きなど、限られた時間ですが、出席者が討論に参加しやすい会にするよう努めています。

欠席地域には、後日、レジュメ・資料等を送っています。

学保協の活動をわかりやすく、という要望をもとにホームページを刷新しました。

運営委員会における運営委員の方からの発言は、各地域のみなさんからの貴重な意見です。今後もいっそう大阪の学童保育関係者がみんなで作る「大阪学保協」になるよう、運営委員会を活性化することが課題です。

2 月刊『日本の学童ほいく』誌の普及

2012年度は「学童保育の役割」や「思春期」、「子どもにとっての余暇・あそび」などの特集がくまれました。子どもは管理をし過ぎても、放ったらかしでも、豊かな生活と成長は保障されません。現代の大変な社会ではよりいっそう子どものおかれている背景に目を配り、気持ち・要求を丁寧に聴き、発達に応じた理解、豊かな生活の場づくりなど、おとな側の理解や努力が重要です。

私たちは、子どもや保護者の声・要求に耳を傾け、みんなが安心して豊かに過ごせる学童づくりをしていくために、日本の学童ほいく誌の普及と活用を方針としています。2012年度は月平均、3,782冊でした。多くの方が購読してくださっていますが、全体としては減少しています。「お金がかかる」「読まない」「購読する意味がわからない」といった声もあり、経済的に厳しい状況も広がる中、普及が難しいのも実情です。

しかし、ほいく誌が広まることで、子どもたちの育ちの豊かさにつながることで、学童保育の運動に直接つながっていることに理解と納得がもらえたら、新しい保護者の方々にも手にとって頂けるものと思います。

2013年度は、いっそうの普及とあわせて「本の活用」を広め、子どもたちにとってどんな学童保育がよいか、様々な視点から考え、みんなで共有していくことが課題です。

3 機関紙「大阪の学童保育」の定期発行

学童保育の様子や保護者会・連絡協議会の活動など、保護者・指導員のみなさんの子どもたちに寄せる気持ちと、力を合わせて子育てをされている工夫や苦労が詰まった記事が集まりました。各学童の外あそびや部屋あそびを紹介した特集では、子どもたちがおもいっきり楽しんでいる様子が伝わってきました。「いわごんの学童日誌」では、子どもたちの感情の機微まで豊かにとらえた実践が綴られ、子どものそばにいるおとなの姿勢を考えさせられる連載でした。「かんけり」では学童保育や子育てに関する情勢をお知らせし、2012年度は子ども子育て支援法に関わる内容を多く伝えました。また、東日本大震災のその後の暮らしについて共有するために、福島

県出身で、震災後定期的に東北に足を運んでいる指導員の舘さん（堺市）に毎回レポートを寄せてもらいました。

内容に関する意見の聞き取りや、紹介する地域の偏り、子育て役立ち情報の不足など、課題は多々あります。その克服に取り組みながら、学童保育でのより豊かな子育てをとともに培っていくために役に立つ情報を伝えたいと考えています。

2000年度に、それまでの父母会単位の加盟から、地域学保協が世帯数で加盟する地域会費に会費改定したことで、世帯ごとに機関紙を届けられ、財政の安定にもつながっています。まだ移行できていない地域もあります。大阪の学童保育とつながるこの機関紙をもっと充実させながらより多くの地域で各世帯に届けられるよう組織拡大が課題です。そして大阪学保協の財政も安定させていくよう広げていくことが必要です。個人会員、団体会員、地域学保協会員に1万4000部、年6回配布しました。

4 財政活動

各地域連協から世帯会費が滞りなく納入され、日本の学童ほいく誌の購読普及、各事業の参加の広がり、2012年度の予算はほぼ執行しました（機関紙の滞納金返済はわずかに予算に及びませんでした）。保護者会や加盟連協の脱退、『日本の学童ほいく』誌の部数減による還元金減少により、財政基盤の安定化がはかりにくくなっています。学童保育施策の拡充、子育て環境の改善のため、どのような連協活動が求められているのか常に確かめ合いながら、組織拡大強化とともに健全な財政活動に努めなければなりません。

5 他団体との連携

次の諸団体に加盟し、様々な団体と連携しながら運動をすすめてきました。

- ・全国学童保育連絡協議会——全国の学童保育の連絡組織です。年6回ひらかれる運営委員会に参加しながら、学童保育をめぐる国のうごきを学びながら各地の学童保育に関する情報交換をしています。秋の研究集会には全国の関係者が集い学習・交流を深めます。また、全国各地の学童保育連絡協議会とともに2回の中央要請行動をします。

- ・大阪保育運動連絡会——保育・学童保育をめぐる国と大阪府のうごきに関わっての認識を一致させながら、保育や学童保育の公的責任の後退につながる新システム導入に反対する運動をすすめてきました。

- ・進歩と革新をめざす大阪懇話会——子どもたちに平和で文化的な社会を残していくために、大阪の平和運動・文化運動にかかわる新しい情報を得ています。

- ・子どもと教育・文化を守る大阪府民会議——子どもを守る府内の教職員・自治体労働者・婦人団体・文化団体・地域ネットワークなどでつくる連絡組織です。

- ・府民要求実現連絡会——大阪府内の様々な府民要求をまとめる会です。学童保育に関わる要求を含め、大阪府に対する府民運動をすすめています。

- ・日本機関紙協会——学童保育の施策や実践を保護者と指導員が共有しあうために機関紙の役

割は重要です。機関紙・広報・宣伝にかかわる情報交流をします。

第3章 2013年 課題と運動方針（案）

1. 2013年度の課題

私たちは、希望する誰もが入所でき安心して働きながら子育てができるよう活動をすすめています。

昨年8月、「子ども子育て新システム」に基づく「子ども・子育て関連三法」が成立、2015年4月からの施行へ向けて動き始めています。

「新システム」は、国や市町村の保育に対する公的責任を大幅に後退させ、「保育」を市場化、最低基準など様々な規制をなくし、企業参入で「保育の供給量」を拡大、保護者が「保育サービス」を買うというシステムに変えようというものです。学童保育に関しても、営利目的の株式会社なども「届け出」で参入できて、利益を上げてよいという形にしてしまうことが盛り込まれています。

法律は成立しましたが、実際に学童保育施策を手掛ける市町村の条例に私たちの声を盛り込ませ、学童保育の量的拡大と合わせて「質」のを維持、向上させていく運動が大切になります。学童保育の「質」を充実させるためには指導員の役割が大きなカギを握ります。国会での厚生労働省の答弁の中で、学童保育指導員の仕事は教師にも劣らぬほど重要であり、独自の専門性が求められるということが確認されています。指導員の資格制度を求める声も広がりを見せています。しかしながら、実際に学童保育で働く指導員の大半が、不安定で極めて低い労働条件で雇用されているのが実情です。指導員の資格制度の確立などと合わせて指導員の労働条件の改善も急務です。

学童保育施策の充実、発展を求める活動を進める上で、大阪学童保育連絡協議会と各地域の学童保育連絡協議会、そして単位学童保育の保護者会の組織の拡大、強化は不可欠の課題です。学童保育本来の意義や役割を語り、各段階の組織の拡大、強化をめざしましょう。そのためにも、加盟人員、学童保育の拡大と「日本の学童ほいく」誌の普及、拡大を図りましょう。

その上で、以下の5点を13年度の活動の重点とします。

- 1 新しい制度施行にむけて動き出すなかで、国のうごきを機敏に掴みながら、学童保育の公的保障の堅持、充実をめざし、私たちの要求を盛り込んだ「学童保育条例試案」を元に大阪府と市町村に対してよりよい条例作りを求めていきます
- 2 保護者の要求と願いを土台とする豊かな保護者会づくりを基礎とした活動をすすめます。そのためにも、要求やねがいを把握する実態調査アンケートに取り組みます。
- 3 子どもの権利と最善の利益を保障していくことを礎に、子どもたちの安全、安心、豊かな放課後の生活、発達、成長を保障できる学童保育施策の充実、発展をめざす運動をすすめる

ます。

- 4 学童保育指導員の専門性の向上と労働条件の改善を目指します。
- 5 大阪学童保育連絡協議会および各地域の学童保育連絡協議会、各単位学童保育の保護者会の組織の充実、拡大をすすめます。

2. 2013年度方針

(1) 制度・施策

①学童保育施策の充実を求める運動

13年度の重点方針に掲げたように、当面の最大の課題は、2015年からの新制度への移行を睨んで、今ある学童保育の水準を維持、向上させていくことです。

同時に、この間進めてきた大規模学童保育の分離・分割、適正規模化や、待機児童の解消、高学年入所、障がい児の入所促進と加配の拡充、土曜日開設、開設時間延長、利用料の減免制度、施設整備、指導員の労働条件改善と雇用の安定化、研修制度の充実などを国、大阪府、各市町村に求めています。また、学童保育と放課後子ども教室や市町村が独自に行っている全児童対策事業との「一体化」に反対する世論と運動も大きく進めています。

学童保育の内容に関しては、不十分さはあるものの当面「放課後児童クラブガイドライン」の生かせる部分を使って大阪府や市町村に学童保育施策の前進を求める活動も強めます。同時に私たちが求める学童保育について、「学童保育条例試案」を元によりよい学童保育施策の確立を求めています。

国は、「子ども・子育て会議」を設置し、新しい法律の下での制度設計を進めています。同時に都道府県や市町村にも条例による「地方版子ども・子育て会議」を作ることを努力義務としています。そして、この「地方版子ども・子育て会議」は「子育て当事者の参画に配慮した構成員」を置くよう求めています。地域の学童保育連絡協議会のメンバーや保護者、指導員が積極的に関ることで、「地方版子ども・子育て会議」が真に地域の子育て支援の推進役となれるように府や市町村に働きかけましょう。

同時に、2014年度に策定が義務づけられている学童保育条例が、私たちの願う理念・基準が盛り込まれるよう条例検討をすすめながら、市町村の担当課・議員への働きかけを強めましょう。

大阪府に対しては、早急に国が示す70人の基準に基づく大規模学童保育の解消を進めることを求めます。同時に、大阪府単独補助事業などによる府下全域の学童保育水準の向上を強く求めていきます。

また、学童保育の実施主体となる市町村に対しては、学童保育の固有の役割を明確にし、全児童対策事業や放課後子ども教室と一体化させることなく、それぞれの事業を充実、発展させるよう強く求めていきます。

② 働く親と子どもの発達を保障する市町村条例の策定を

「子ども・子育て支援法」そのものの問題点や課題を明らかにしながらも2015年度本格実施にむけて、内閣府に設置した「子ども・子育て会議」の議論や厚生労働省がきめていく省令等の動きもしっかりみながら、私たちがめざす学童保育施策・制度を学習し憲法、児童福祉法、国連子どもの権利条約の理念に基づいた学童保育条例の制定を求めていく運動を大きく広めていかなければなりません。そして、地域の中の学童保育として、地域の人たちに支えられながら議会や自治体担当者とともによりよい学童保育の合意形成を図っていきましょう。

③ 国へ向けて

国へ向けては、引き続き「子ども・子育て新システム」に基づく関連法による公的保育制度解体、保育の市場化に反対する運動を強めます。

同時に、現行制度の改善と予算の大幅増額を要求していきます。

新しい制度施行について、市町村の学童保育条例策定にかかわる省令検討に全国連絡協議会とともに意見をあげていきます。

また、不十分な内容の「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、全国学童保育連絡協議会がまとめた「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に示すような、子ども達の安全、安心、発達、成長が保障され、指導員が安心して働き続けられるガイドラインとなるよう国に要望していきます。

④ 大阪府に対して

大阪府として国が進めようとしている公的保育制度解体、保育の市場化に反対の意見表明をするよう強く働きかけます。

加えて大阪府下の学童保育施策の充実のため、大阪府としての学童保育への単独補助制度の拡充を求めていきます。大阪の学童保育の土曜日開設はまだまだ遅れています。また、開設時間の延長も切実な要求になっています。障がい児保育の充実なども含めて、府単独の補助金制度の継続と拡充で、市町村が利用しやすく、学童保育施策が前進するような支援策の充実を求めます。

また、大阪府に私たちの願う学童保育条例の策定を求め、広域行政として、各市町村の実施する学童保育事業の質的向上へ向けた指導を行うことを求めていきます。

大阪府が実施する指導員研修に関しては、新しい制度の中で示されている高学年保育をはじめ、わたしたち学童保育関係者の声や要望を取り入れ、その内容の充実を図ることを求めていきます。

⑤ 政令市に対して

大阪市、堺市の政令市の施策動向は、大阪府や府下の自治体の施策にも大きな影響を与えるものです。大阪市では、2015年度に放課後施策の「事業再構築」が予定されており、一体化への動きは継続されています。堺市では全児童対策事業との一体化事業の「堺っ子くらぶ（放課後子ども

プランモデル事業)」が年々すすめられている動向など、両市の施策の動きを素早く、的確に捉え、両市の連絡協議会とも連携し、学童保育施策の後退を許さない運動を府下の的に広げることが必要です。

⑥ 市町村に対して

市町村に対しても国が進めようとしている公的保育制度解体、保育の市場化に反対の意見表明をするよう強く働きかけます。学童保育の実施主体である市町村に、学童保育の公的責任、公的保障を堅持する姿勢を示させることで、国の動きに歯止めをかけていく運動を進めます。

新しい制度に向けては、子ども子育て会議の設置と会議への参画を求め、ニーズ調査の項目に学童保育に関する要望事項がていねいに加わるよう働きかけます。そして、ニーズが満たされる学童保育事業が展開されるよう事業計画の作成と、私たちの求める条例策定の運動をひろげます。

具体的な施策要求では、70人を超える大規模学童の複数学級化、地域の実情に合わせた18時以降までの時間延長、土曜日開設など切実な要求実現で学童保育の充実・発展をめざします。また、指導員の研修受講のための費用を新たに計上した2013年度からの国の補助単価の引き上げを生かし、指導員研修の充実、指導員学校や大阪研究集会への指導員の公費派遣などを求めています。

放課後子どもプランを逆手にとって学童保育と放課後子ども教室事業の一元化や一体化を進める動きや、全児童対策事業に学童保育を肩代わりさせるような施策には断固反対し、学童保育が持つ固有の役割を果たせるよう求めています。

このためにも市町村に学童保育の固有の役割を明確にし、地域住民に学童保育の存在や意義、役割を広く知ってもらう活動なども重要になってきます。

また、保育5団体で実施する自治体キャラバンや資料集の作成を通じた調査活動で、市町村の学童保育運動の支援を行います。

⑦ 研究課題

学童保育実践の検討を軸にした「学童保育実践研究会」、学童保育施設・環境のあり方を考える「地域づくりと学童空間研究会」の活動を、より豊かに継続していきます。また、学童保育条例の内容についての研究もすすめます。

「社団法人日本学童保育士協会」（学童保育指導員専門性研究会より移行）や大阪保育研究所と連携し、日本学童保育学会の研究大会にも参加しながら、学童保育の役割やあり方、放課後子ども教室との連携、全児童対策事業との関係などを自ら学び、運動に生かしていきます。

⑧ 各単位での運動

制度、施策に関わる運動で学童保育施策全体の質的向上と量的拡大をめざすと同時に、個々の学童保育が抱える様々な要求の実現をめざします。設備や開設時間、お迎えのことやおやつ、長

期休暇中の保育など、保護者と指導員が連携することや、他の自治体の学童保育から学ぶことで実現できることもあります。単位学童ごとの学習会を開き、学んだことを力に、運動に取り組みます。連絡協議会の役割としてこういった情報交換などにも取り組みます。

(2) 学童保育の質の維持・向上と指導員の専門性の確立

大阪学保協では、2ヶ月に1回、市町村の指導員が学習や交流を重ね、大阪府の指針づくりをすすめています。今こそ、子どもや保護者にとってより良い学童保育とは何か、それ尾を保障する指導員の役割を交流し、学童保育充実のための要求を実現させていくことが大切です。

ともすれば、保護者の要求と指導員の要求が異なることもあります。指導員が各単位の保護者会や学保協に参加し、子どもにとって最善の学童保育とは何かを保護者と交流し確かめることで、指導員と保護者がともに要求を束ね一緒に運動をすすめていくことができます。

指導員が学びながら、働き続け経験を重ねることで専門性が高まります。そのことが、学童保育や指導員集団の質の向上となり、子どもの発達保障につながります。

全国指導員学校西日本会場（6月9日）や大阪学保協が主催する各種講座への参加を呼びかけます。

学童保育の質を高める上で最も重要なことは指導員の専門性です。しかし実際には指導員の労働条件は低く、その社会的身分も不安定なものです。指導員が健康で安心して働き続けられるかどうかは学童保育の質にも直結するものであり、何よりも子どもたちの日々の生活の安全、安定を決定するものです。

指導員の専門性の確立と労働条件改善を、学保協全体の重要課題に位置付け、指導員と保護者が協力、共同して運動を進めます。

(3) 子育てを担う学童保育運動

学童保育運動は、子どもたちの放課後の生活・発達保障を中心にして、すべての子どもたちに健やかな発達を願う運動です。本年度も引き続き、以下の点を中心にした子育て運動を進めていきます。

① 地域の子育て運動の前進

子どもたちの安全、安心が地域の中で危ぶまれています。共働き家族の子育てや男女平等問題などへの社会的関心、また地域における子育て支援のあり方に関する世論の高揚などの条件を生かして、地域の子育て運動を前進させることが大切です。また学童保育は、保育運動や教育運動、地域の子育てサークルなどと協力し、地域の子育て運動の重要な担い手になる必要があります。

現代日本では、子育て環境の悪化、集団遊びの衰退、地域の教育力の低下、受験戦争の低年齢化、マスコミ文化の浸透など、子どもの生活と発達のための環境は依然として改善されていません。

学童保育の実践は、このような状況の中で貴重な経験となっています。学童保育の経験を地域に広げていく課題を正面に掲げて、地域における子育てのあり方と子どもたちに必要な施設や条件をめぐる課題に積極的に取り組みます。

そのためにも、地域の自治会など諸団体とも懇談し、地域でのつながりを深めることが重要です。

② 子どもが豊かに学びあえる教育環境を

子どもの豊かな発達を保障するためには学校と学童保育の連携は重要です。しかし、「学習指導要領」の改訂により「詰め込み教育」の強化や過大な宿題、授業時間の延長など、子どもたちの疲れとストレスはたいへん大きなものとなっています。

「競争原理」の導入で、教員も多忙を極め、子どもに寄り添うゆとりを奪われた教育現場となっています。

これらは子どもが心身ともに健康で健やかに育つことを願う私たち学童保育関係者にとっても見逃せない問題です。

これらの教育問題を視野に入れ、学童保育がもつ全員参加型子育て運動の力を生かし、教師や研究者などの力を活用し、学童期の子どもの発達保障に取り組んでいきます。特に、生活とあそびの中の教育力に着眼し、父母・指導員・住民の誰もがかかわる教育運動のスタイルの創出をめざしましょう。

③ 男女平等・女性の地位向上と子どもの権利を前進させる運動

男女平等をめざす運動は保育・学童保育と一体のものです。女性の地位向上の運動と共同し、男女平等や共働き・ひとり親家族の生活・権利保障運動を強化していきます。

地域における保育・教育運動と積極的に連携して、地域の子育て環境の整備、改善の課題に取り組み、子どもの権利条約の精神や理念を活用し、社会制度を前進させる運動を進めます。

(4) 学びながら育て、育てながら運動する大阪学保協づくり

大阪の学童保育運動を発展させるためには、府下の運動を交流し、共同化する上で要となる大阪学保協の組織的安定と強化が不可欠です。その基礎となる地域の学保協とそこに結集する父母会がいきいきと運営されることが重要です。そこで、次のような原則に基づく大阪学保協の組織づくりに取り組みます。

① 大阪学保協の拡大・強化

学童保育要求の実現のためには大阪学保協の組織をより大きく、強くしていくことが求められます。各单位学童の父母会、保護者会の活性化、地域連絡協議会の強化・拡大と合わせて大阪学保協の組織拡大、地域会員制度への移行達成をめざします。

また、未組織の学童保育や地域学保連の組織化に努めます。

② 保護者の要求と願いを束ねるアンケート調査

一人ひとりの保護者の願いを出しあい、学童保育施策の拡充を求める運動をひろげるため、保護者や保護者会の実態調査アンケートに取り組みます。

3 「日本の学童ほいく」誌の普及と活用

学童保育に関する唯一の全国的専門誌である「日本の学童ほいく」誌の普及を運動と組織の両面での重要課題に位置付けて、取り組みを強化します。そのため、役員会や運営委員会での輪読など活用の機会を増やし、担当者や読者の集いなども行っていきます。

地域連絡協議会や単位の父母会や保護者会でも活用の工夫を呼びかけ、全世帯購読の学童保育を増やすことをめざします。また地域、単位で未購読の役員や運営委員に購読の呼びかけを強めます。

「日本の学童ほいく」は学童保育への理解と共感を広げる重要な手段となるだけでなく、子育てにも役立つ雑誌です。子どもを見る視点や発達・成長の確かめ、子どもたちが生活と遊びの場としている学童保育の現状、他の地域の学童保育のことなどを学び、保護者と指導員が語り合う。「日本の学童ほいく」の購読、読み合わせなどを通じて、学童保育の内容の充実、発展を目指します。

また、「日本の学童ほいく」誌の普及は大阪学保協の運動や専従職員維持の大きな財源でもあります。このことも合わせて購読の意義を各地域で議論しましょう。月々の購読数で4500部以上維持できるよう「日本の学童ほいく」の活用にも力を入れます。

4 機関紙「おおさかの学童保育」の充実

機関紙「おおさかの学童保育」を大阪学保協の組織拡大の課題と合わせて広めます。また、府下の学童保育が豊かに情報交流できるよう編集・内容をさらに改善していきます。

5 第45回大阪学童保育研究集会

第45回大阪学童保育研究集会は、6月30日、大阪電気通信大学電通高校（守口市）で開催します。今回は、大阪府・府教委をはじめ多くの市町村と市町村教育委員会から後援をもらいました。2015年度からの新制度へ向けて、学童保育の役割を確認し、その新たな発展をめざす起点となる集会として、1000人を超える参加者で成功させましょう。

6 映画「ランドセルゆれて」のDVDを府下すべての学童保育に

学童保育をテーマに、私たち大阪の学童保育運動が生み出した「ランドセルゆれて」は、学童保育に関する理解と共感を広げる映画です。新入生だけでなく低学年の保護者や新しい指導員など、まだ映画を観ていない方もたくさんおられます。今後新たに入所してくる保護者や、地域の

方に学童保育を知ってもらうためにも、映画「ランドセルゆれて」のDVDを普及し、活用しましょう。

⑦ 学習会の開催など

学童保育運動の大きな特徴は学びながら運動を進めていることです。今年度も役員会や運営委員会などの定例会議での学習を行います。

また、情勢に応じた学習会の開催や地域での学習会への講師派遣、指導員講座の開催なども引き続き強化します。

学習にあたっては資料集や日本の学童ほいく誌、35周年の記念誌の活用なども行います。

6月9日には、全国指導員学校西日本会場が大阪市立大学で開催されます。指導員にとっては大切な学習の場です。地元開催の利点を生かして、全国指導員学校への指導員の積極的参加と合わせて保護者の参加も呼びかけ、全国指導員学校の成功をめざします。

第48回の全国学童保育研究集会は10月5、6日岡山県で行われます。学童保育への関心が高まっているだけに、全国研を多くの参加者で成功させることは重要な課題です。大阪からも多くの保護者、指導員が参加することで、全国の仲間と連帯を深め、励まし合いましょう。

⑧ ひるぜん自然の家の発展と、大阪保育運動センター第2期建設運動をすすめる

大阪学童保育連絡協議会の20周年記念して実現したひるぜん自然の家の発展に引き続き努めます。また、30周年と時を同じくして取り組まれた大阪保育運動センター第二期建設運動、修繕費用募金の取り組みをすすめ、大阪の保育・学童保育の運動の拠点を確かなものにします。

⑨ 諸団体との連携

全国学童保育連絡協議会と大阪保育運動連絡会に加盟し、学童保育と保育の運動の発展に力を注ぎます。その他、平和を守る課題や福祉、教育の充実を求める課題や要求で一致する団体との交流や連携を行い、子どもたちが大切にされる国や大阪府づくりの運動に取り組みます。